

物品買入契約書

1 件 名 _____

2 契約金額

億 ¥	千	百	十	万	千	百	十	円
--------	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥0.-)

3 納入期限 契約締結の日の翌日 から 令和00年00月00日 まで

4 納入場所 別紙仕様書のとおり

5 契約保証金 免 除

発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面の条項により物品売買契約を締結する。発注者と受注者とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

契約確定日 令和 年 月 日

発注者 住 所 東京都新宿区西新宿 6-5-1
新宿アイランドタワー 37 階
氏 名 東京水道株式会社
代 表 者

受注者 住所氏名代表者

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別添仕様書及び図面等(以下「仕様書等」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。なお、この契約条項と仕様書等の内容が異なる場合は、仕様書等を優先する。

2 受注者は、契約の目的である契約書記載の物品を、契約書記載の納入期限内に契約書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。

3 受注者は、物品を納入する場合において、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この契約の履行の目的以外にこれを使用してはならない。この契約終了後も同様とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(監 督)

第3条 発注者は、必要があるときは、立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督することができる。

(納品書等の提出等)

第4条 受注者は、物品を納入するときは、納品書等を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

(検査及び引渡し)

第5条 発注者は、前条第1項の規定により受注者から納品書等の提出があったときは、提出を受けた日の翌営業日から起算して5営業日以内に検査を行うものとする。なお、検査に合格した場合、受注者は速やかに発注者にその物品を引き渡さなければならない。

2 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会うものとする。

3 受注者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 受注者は、検査に不合格となった物品を遅滞なく引き取らなければならないものとし、当該物品以外の物品を原則として持ち出すことはできない。

(交換又は手直し)

第6条 受注者は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに良品との交換又は手直しを行い、納入期限内に仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、良品との交換又は手直しが納入期限後に及ぶときは、発注者は、受注者に期間を指定し、良品との交換又は手直しを請求することができる。この場合において、受注者は、指定された期間内に仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。なお、この場合でも、受注者は履行遅滞の責任を免れない。

(契約不適合責任)

第7条 発注者は、契約内容に適合しないものがあるときは、受注者に対して別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償を請求することができる。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、発注者がその不適合を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(受注者の申出による納入期限の延長等)

第8条 受注者は、自己の責めに帰することのできない事由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、その理由を明示して、発注者に納入期限の延長を申し出ることができる。この場合において、発注者はその申出を相当と認めたときは、受注者と協議の上、これを定める。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第9条 受注者の責に帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができない場合において、発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(契約内容の変更等)

第10条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約の内容を変更する場合において、契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上、これを定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第11条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第12条 物品の所有権は、検査に合格したときに受注者から発注者に移転し、同時にその物品は発注者に対し引渡されたものとする。ただし、店頭検査を行う物品については、所定の場所に納入されたときに、所有権が移転し、引渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

(契約金額の支払)

第13条 受注者は、物品の納入が完了し、かつ、発注者の検査に合格したときは、契約金額を請求することができる。

2 発注者は、前項の請求があったときは、請求を受けた日の翌月末日までに契約金額を支払わなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を書面をもって催告し、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 指定期日内に業務を完了しないとき又は指定期日後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと発注者が認めるとき。

三 正当な理由なく、第6条又は第7条第1項の履行の追完等がなされないとき。

四 受注者又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

五 受注者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第2条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずに、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

- 二 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- 三 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 契約の目的の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- 八 第18条に規定する事由によらないで、受注者がこの契約の解除を申し出たとき。
- 九 受注者が、契約を締結する能力を有する者でないと判明したとき。
- 十 受注者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であると判明したとき。
- 十一 受注者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者のいずれかにあたると判明したとき。

（契約が解除された場合等の損害賠償の請求）

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、発注者は、受注者に対し、損害賠償の請求をすることができる。

- 一 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
 - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金を第1項の損害に充当することができる。
- 4 受注者は、契約保証金の納付がなく、前2条の規定により契約が解除された場合又は第2項各号に掲げる者により契約が解除されたときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。この場合において、分割納入し発注者の検査に合格した物品があるときは、契約金額から分割納入した物品の契約金額の額を控除した額の10分の1に相当する額を違約金とする。

（協議解除）

第17条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第18条 受注者は、第10条の規定により発注者が物品の納入を一時中止させた場合において、その中止期間が引続き3月をこえたときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(相 殺)

第19条 発注者は、受注者に対し金銭債権を有するときは、受注者が発注者に対して有する契約金額請求権その他の債権と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴する。

(契約情報の公表)

第20条 発注者は、本契約が、「契約情報公開要綱」（令和4年10月1日施行）の公表条件に該当する場合は、同要綱の規程に基づき、本契約情報を公表する。

(管轄裁判所)

第21条 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義についての協議)

第22条 この契約書の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又は契約書に定めのない事項については、発注者・受注者協議して定める。

(情報通信の技術を利用する方法)

第23条 書面による請求、届出、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第24条 暴力団関係者の排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

暴力団関係者の排除に係る特約条項

(暴力団関係者に係る契約解除)

第1条 発注者は、受注者が東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）に定める暴力団関係者又は東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る。）（以下「暴力団関係者等」という。）であることが判明した場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって受注者に損害が生じても、その責は負わないものとする。
- 3 第1項で契約解除となった場合は、契約事務規程第43条第2項及び第3項を準用する。

(再委託禁止等)

第2条 受注者は、暴力団関係者等にこの業務の全部又は一部を委託してはならない。

- 2 受注者が暴力団関係者等に再委託していることが判明した場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除その他必要な措置を求めることができる。
- 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。
- 4 発注者は、第2項の規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者が正当な理由なくこれを拒否したと認められるときは、発注者の契約から排除する措置を講ずることができる。

(不当介入に関する通報報告)

第3条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員関係者等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団員等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく発注者への報告及び管轄警察署への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、書面を提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。
なお、この場合には、後日、遅滞なく書面を発注者及び管轄警察署に提出しなければならない。
- 3 受注者は、再委託した者が暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受注者に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。
- 4 発注者は、受注者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく発注者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、発注者の契約から排除する措置を講ずることができる。